

# 青森県報

第九百四十七号

令和七年  
八月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
- 公有水面埋立ての免許……………
- 大規模小売店舗の変更の届出……………
- 採石業務管理者試験の施行……………

が生活習慣病・対策課……………一

( 同 )……………一

障が課……………二

漁港備課……………二

地域企業支援課……………四

(河川砂防課……………五

## 告 示

### 青森県告示第四百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人待陽会櫛引医院	平川市町居山元九五の三	令和六・九・一五
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	七・三・三
ゆたか薬局浪打店	青森市浪打二丁目一〇の一五	七・四・二六
有限会社安田調剤薬局	弘前市大字森町一五の一	七・四・三〇
M's 安原調剤薬局	弘前市大字安原一丁目二の一安原ファミリアの二	七・五・一
サン調剤薬局ベイブリッジ店	青森市沖館四丁目八の二〇	七・五・三

### 青森県告示第四百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局弘前和徳店	弘前市大字和徳町一六五	令和七・四・一
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	〃

ハッピー調剤薬局青森やえだ店	青森市東造道三丁目一五の一	七・六・一
メガ調剤薬局 黒石店	黒石市ちとせ三丁目二	〃
きむら眼科	青森市青柳二丁目五の一	〃
ファイン調剤薬局 茂森新町店	弘前市大字茂森新町二丁目六の五四	〃
すずらん調剤薬局 西滝店	青森市篠田三丁目一三の二四	〃
サン調剤薬局 ベイブリッジ店	青森市沖館四丁目八の二五	〃
ナースステーションまごの手	青森市沖館五丁目八の五	七・六・二八
湊病院介護医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	七・六・二五
おとファミリークリニック	青森市篠田三丁目一三の二五	七・六・二七

青森県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人洋苑会井沼洋クリニク	北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島九八の一〇	令和七・八・三
I & 日野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	〃

青森県告示第四百二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和七年七月二十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四八番、五四九番、五五一番、五五二番、五五四番、五五五番、五五七番、五五九番、五六〇番、五六二番及び五六三番の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 X座標 プラス九六八三六・三九八  
Y座標 プラス二四二四八・〇一九
- ②の地点 X座標 プラス九六八五四・八四七  
Y座標 プラス二四二四三・八六六
- ③の地点 X座標 プラス九六八八五・一〇二

- ④の地点 Y座標 プラス二四三六〇・三四〇  
X座標 プラス九六九七九・三五二
- ⑤の地点 Y座標 プラス二四五七〇・八六二  
X座標 プラス九六九九〇・〇三一
- ⑥の地点 Y座標 プラス二四五六六・〇八一  
X座標 プラス九七〇〇二・七〇三
- ⑦の地点 Y座標 プラス二四五九四・三八七  
X座標 プラス九七〇〇三・三二五
- ⑧の地点 Y座標 プラス二四五九四・一一二  
X座標 プラス九七〇〇五・六九二
- ⑨の地点 Y座標 プラス二四五九九・四〇〇  
X座標 プラス九七〇〇三・五二七
- ⑩の地点 Y座標 プラス二四五九九・〇九四  
X座標 プラス九七〇〇三・四七六
- ⑪の地点 Y座標 プラス二四五九九・三九〇  
X座標 プラス九六九九三・六九七
- ⑫の地点 Y座標 プラス二四五九八・〇一三  
X座標 プラス九六九七三・七四九
- ⑬の地点 Y座標 プラス二四五九五・二〇六  
X座標 プラス九六九六九・二六〇
- ⑭の地点 Y座標 プラス二四五九四・五七四  
X座標 プラス九六八六七・二〇六  
Y座標 プラス二四三六六・六二一

3 面積

七、五〇三・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四八番から同町字野辺地五六三番を経て同町字米内  
沢八一番に至る間の土地及び国有海浜地内並びに同地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一條第一項第一号の規定による  
国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第

十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からスの地点までを順次に結んだ  
線及びアの地点とスの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス九六八〇八・〇六九  
Y座標 プラス二四二三三・九〇〇
- イの地点 X座標 プラス九六八九一・一九六  
Y座標 プラス二四二一五・二三五
- ウの地点 X座標 プラス九六九二五・二三〇  
Y座標 プラス二四三四六・二五六
- エの地点 X座標 プラス九七〇五〇・四〇〇  
Y座標 プラス二四六二五・八四三
- オの地点 X座標 プラス九六九五〇・一四五  
Y座標 プラス二四六一二・〇九六
- カの地点 X座標 プラス九六九四〇・六八九  
Y座標 プラス二四五九一・二九五
- キの地点 X座標 プラス九六八九〇・六一二  
Y座標 プラス二四四八一・二四一
- クの地点 X座標 プラス九六八六九・九三〇  
Y座標 プラス二四四三五・七六三
- ケの地点 X座標 プラス九六八五三・〇九〇  
Y座標 プラス二四三九八・三九五
- コの地点 X座標 プラス九六八四三・五三二  
Y座標 プラス二四三七四・二四九
- サの地点 X座標 プラス九六八三六・七三一  
Y座標 プラス二四三五四・〇〇七
- シの地点 X座標 プラス九六八三二・八一五  
Y座標 プラス二四三四〇・五八八
- スの地点 X座標 プラス九六八二三・七二六  
Y座標 プラス二四三〇二・六八五

3 面積

三六、六九七・〇五平方メートル

四 埋立地の用途

漁具保管修理施設用地、船揚場、護岸

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一一二 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一一二

代表取締役 大久保浄

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 相澤周一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社アダストリア 茨城県水戸市泉町三丁目一の一七 代表取締役 木村治	変更なし	
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	変更なし	

株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役 大南淳二

変更なし

日本トイザラス株式会社  
神奈川県川崎市幸区大宮町一三一  
代表取締役 李孝

変更なし

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町一の一  
代表取締役 上野善紀

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町一の一  
代表取締役 佐野財丈

令和  
七・四・一

イオン東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 辻雅信

七・四・三

株式会社キャンドウ  
東京都新宿区北新宿二丁目二の一  
代表取締役 城戸一弥

〃

株式会社ジーフット  
東京都中央区新川一丁目一四の一  
代表取締役 木下尚久

〃

四 届出年月日

令和七年七月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和七年八月一日から同年十二月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十二月一日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

令和七年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

令和七年八月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和七年十月十日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

令和七年八月二十五日（月）から同年九月五日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階

青森県土整備部河川砂防課水政グループ

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

1 受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各県土整備事務所において配布するとともに、青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>）において入手することができる。

2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、百十円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。

3 出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭